

基本指針に定められている指標を参考に、本市における各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業について、令和9年度から11年度までの各年度の利用者数や利用時間数等の見込量を定めます。

なお、原則として、実績に一定の増減が見られるものについては、令和4年度から令和7年度までの増減の平均値を基に見込量を算出しています。

また、実績等の変動が少なく、今後も大きな変動がないと見込まれるものについては、令和6年度の実績または令和7年度の実績のいずれかを見込量に用いています

過去の計画において単位を「人」としていたものについては、1人が複数の事業所を利用している場合、それぞれを計上する延べ人数としていましたが、今回の計画では実人数に変更しています。実人数とは、同一のサービスを複数の事業所で利用している場合であっても、同一の利用者を1人として計上する人数をいいます。

各項目は、「現状・課題」、「見込量の設定の考え方」、「見込量達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。

(1)訪問系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービス

現状・課題

- 居宅介護の利用者数は緩やかに増加しています。一方、利用時間数および1人あたり平均利用時間数は一時的に減少した後に回復し、現在は概ね横ばいで推移しています。居宅介護利用者のうち介護保険給付対象者も増加傾向にあることから、介護保険サービスとの併用の増加が、利用時間数が一時的に減少した一因として考えられます。また、長時間の支援を必要とする人が重度訪問介護へ移行している可能性も考えられます。
- 令和8年3月時点での居宅介護利用者の障害種別は、約4割が精神障害のある人、約3割が身体障害のある人であり、費用額では身体障害のある人が約5割を占めており、身体介護を必要とする人や、重度の身体障害のある人の利用が一定程度あることがうかがえます。
- 居宅介護利用者の障害支援区分は区分2および3の利用者が約5割を占める一方、区分6の重度障害者も約2割おり、障害の特性や程度等に応じた幅広い支援ニーズへの対応が求められています。
- 障害児の居宅介護の利用者数はごく少数にとどまっており、特に、重度の肢体不自由のあることについても、家族の育児・介護負担が大きくなっている可能性があります。
- 重度訪問介護は、利用者数および利用時間数が増加しており、1人あたり平均利用時間も増加しています。長時間の支援を必要とする重度障害者の利用ニーズが高まっていることが考えられる一方、利用の大部分は重度の肢体不自由のある人であり、強度行動障害の状態にある人の利用は進んでいません。
- 同行援護は、利用者数、利用時間、1人あたり平均利用時間数のいずれも横ばいから緩やかな増加傾向で推移しています。視覚障害のある人の外出、移動お

よび社会参加を支えるサービスとして、継続的なニーズがあることがうかがえます。一方、同行援護を実施する市内事業所は8カ所にとどまっています。

- 令和8年4月時点で、同行援護の利用ニーズが見込まれる重度視覚障害者(身体障害者手帳1級・2級所持者)は575人います。実際の利用者数と比較すると、同行援護を利用していない視覚障害のある人も一定数いると考えられることから、サービスに関する情報提供、利用につなぐにくい要因の把握、支援の担い手の確保等を進める必要があります。
- 令和8年4月時点で、行動援護を実施する市内事業所は1カ所のみであり、支給決定者数およびサービス利用実績はいずれも非常に少ない状況です。同時点で、対象者となり得る「行動関連項目が10点以上」の自宅で生活している人は111人いることから、重度訪問介護の利用状況も踏まえると、訪問系サービスにおいて、行動障害の状態にある人の特性を理解し、適切な支援を提供できる人材および事業所が不足している状況がうかがえます。
- 重度の知的障害や強度行動障害の状態にある人の訪問系サービスの利用が限られることで、自宅での生活状況や外出時に必要な支援に関するアセスメントが蓄積されにくい可能性があります。
- 障害福祉サービスを利用する重度身体障害者(障害支援区分6)のうち、約半数は自宅で生活しています。また、知的障害や精神障害のある人についても、単身で生活する人を含め、地域で生活を継続するために日常生活上の支援を必要とする人がいます。こうした人々の地域生活の継続を支え、家族の介護負担の軽減を図る上でも重要な基盤である訪問系サービスでは、ヘルパー人材の高齢化等により、人材確保が困難な状況にあります。
- 人員配置や研修体制等を整え、質の高いサービスや専門的な対応を行う事業所に対して所定単位数の5～20%を加算して評価する「特定事業所加算」について、算定している市内居宅介護事業所は約半数にとどまっています。
- 加算の算定自体を目的とするものではありませんが、加算による収入の確保は、事業所運営の安定や、ヘルパーの処遇改善・人材定着につながる可能性があります。ヘルパー人材の不足が課題となる中、「特定事業所加算」や「処遇改善加算」の算定を通じて事業所の体制整備を支援することが重要と考えます。

- 全国・県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、本市は訪問系サービスの人口あたりの利用者数が少なく、利用者1人あたりの費用額もやや低い傾向にあります。
- 居宅介護は、障害支援区分2の利用者の割合が相対的に高いことが、利用者1人あたりの費用額が低い要因と考えられます。
- 重度訪問介護は、利用者数は他市と概ね同水準である一方、利用者1人あたりの費用額が低いことから、平均利用時間数は近年増加傾向にあるものの、他市と比較をすると相対的に少ない可能性があります。
- 同行援護は、人口あたりの利用者数がやや少なく、利用者1人あたりの費用額が低いことから、他市と比較をすると利用時間数が相対的に少ない可能性があります。
- 行動援護は、人口あたりの利用者数が他市と比較して非常に少なく、訪問系サービスの中でも特に利用が進んでいません。提供体制の確保が、優先的な課題と考えられます。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	実人数	477	462	-	470	479	487
	時間	9,022	8,991	-	9,124	9,288	9,456
重度訪問介護	実人数	29	32	-	35	39	43
	時間	3,398	4,819	-	5,250	5,850	6,450
同行援護	実人数	75	68	-	72	76	80
	時間	1,351	1,204	-	1,440	1,520	1,600
行動援護	実人数	3	3	-	15	27	39
	時間	105	21	-	165	225	285
重度障害者等 包括支援	実人数	0	0	-	0	0	0
	時間	0	0	-	0	0	0

障害福祉サービスデータベース A1-1-4(各年3月実績)

■参考指標

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
重度訪問介護	市内指定事業所数	46	-			
	市内算定事業所数	9	-			
同行援護	市内指定事業所数	8	-			
	市内算定事業所数	7	-			
行動援護	市内指定事業所数	1	-			
	市内算定事業所数	1	-			

(各年3月指定状況・実績)

見込量の設定の考え方

- 居宅介護については、令和5年度以降の平均増減率をもとに利用者数を算出し、当該利用者数に令和7年度の利用者1人あたり平均時間数である 19.4 時間に乗じて、延べ利用時間数を算出しました。
- 重度訪問介護については、利用者数は増加傾向にあるものの増加率は鈍化傾向にあるため、令和7年度増加率である 10%をもとに利用者数を算出しました。また、当該利用者数に令和7年度の利用者1人あたりの平均時間である 150 時間に乗じて、延べ利用時間数を算出しました。
- 同行援護については、令和5年度以降の平均増減率をもとに利用者数を算出し、当該利用者数に令和6年度の利用者1人あたりの平均時間を上回る 20 時間に乗じて、延べ利用時間数を算出しました。
- 行動援護については、既に利用している人に加え、サービスの対象となることが想定される行動関連項目 10 点以上の自宅で生活している111人(令和8年4月時点)のうち、毎年度1割にあたる 11 人程度が新たに利用すると見込みました。既存利用者の利用時間数は令和7年度の1人あたり35時間を維持し、新規利用者については1人あたり5時間を見込んで、延べ利用時間数を算出しました。
- 重度障害者等包括支援については、神奈川県内に指定を受けた事業所がないため、見込量は0とします。

見込量達成に向けた取り組み

- 「障害福祉サービス等従事職員研修費補助金」の実績をもとに、喀痰吸引研修、重度訪問介護従事者養成研修、行動援護従事者養成研修および同行援護従事者養成研修の受講状況について、年度ごとの推移を把握・分析します。
- 既存の居宅介護事業所等に対し、「障害福祉サービス等従事職員研修費補助金」を周知するとともに、重度訪問介護および同行援護を提供する事業所の増加に向けて勧奨します。
- 行動援護事業所の開設促進に必要な要素について、県内の行動援護従事者養成研修の受託法人等へのヒアリングや障害とくらしの支援協議会等を活用した調査・分析の実施を検討します。
- 重度の知的障害のある人への支援ノウハウを有する居宅介護事業所および対象者の受け入れ実績がある生活介護事業所等に対し、行動援護事業所の開設を勧奨します。
- 「特定事業所加算」や「処遇改善加算」の算定等を通じた事業所の体制整備に向けて、事業所が求める支援内容について、既存の会議体や障害とくらしの支援協議会を活用したヒアリング・調査・分析の実施を検討します。
- 上記の調査・分析結果を踏まえ、ヘルパー等による情報共有や支援技術・知識の向上を図るための機会について、実施方法を検討します。

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者等に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供するサービス
就労選択支援	就労を希望する障害者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価(就労アセスメント)を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主に昼間において病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービス

現状・課題

- 生活介護の利用者数は、緩やかに増えています。全国・県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの利用者数は多い傾向にあります。
- 一方、利用者1人あたりの費用額は低い傾向にあり、障害支援区分3および4の利用者の割合が相対的に高いことや、各種加算の算定状況が要因のひとつと考えられます。また、生活介護の支給決定者数のうち、約2割は強度行動障害の状態にある人、約5%は医療的ケアの必要な人ですが、市内の生活介護事業所で幅広く受け入れられている状況にはなく、利用が一部の事業所に集中していることがうかがえます。
- 強度行動障害の状態にある人の特性を理解し、適切な支援を提供できる人材および事業所を増やしていく必要があります。
- 令和7年に障害とくらしの支援協議会の通所送迎に係る課題整理のためのワーキンググループが市内生活介護事業所を対象に行った調査では、少なくとも1人の利用者について、事業所送迎を実施している事業所は約7割でした。
- 一方、通所に係る移動手段の確保については「移動支援ヘルパーの確保も含め、困難な状況にある」と障害とくらしの支援協議会やサービス調整を行う相談支援専門員から指摘されています。通所支援を確保する観点から、事業所送迎の実施回数や対象者を広げる取り組みが必要です。
- 主に身体障害のある人が、自宅での入浴が困難な場合に、自宅以外の場所に入浴するための支援を提供できる事業所は限られています。
- 生活訓練は、令和6年に市内の事業所数が増加したこともあり、同年度に利用者数が増加し、その後は横ばいで推移しています。宿泊型自立訓練および機能訓練は市内に事業所がないため、主に身体障害のある人が、入院から地域生活への移行にあたり、市外事業所のサービス提供を受けていることがうかがえます。
- 就労移行支援の利用者数は、近年横ばいで推移しています。一方、就労継続支援 A 型、B 型および就労定着支援の利用者数は、各年度10%程度の増加率で増加しています。
- 就労移行支援および就労継続支援については、全国的に、実態を伴わない在宅支援が問題視されています。本市ではセルフプランによりサービスを利用する人が多いため、在宅支援の必要性について、第三者的な立場からモニタリングを行うことが困難な状況にあります。
- 県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、就労移行支援は利用者1人あたりの費用額が高く、就労定着率が相対的に良い傾向にあること

がうかがえます。就労継続支援 A 型は1人あたりの費用額が低く、報酬区分に関わる評価点が低い可能性があります。

- 令和7年10月から、新たなサービスとして就労選択支援が開始され、令和8年4月時点で市内には1事業所があります。新たに就労継続支援 B 型を利用する場合は、就労選択支援において就労アセスメントを実施し、就労面に係る課題等の把握することが必要となっています。また、令和9年4月からは、新たに就労継続支援 A 型を利用する人および標準利用期間を超えて就労移行支援の利用を希望する人についても、原則として就労選択支援の利用をする必要があります。今後も就労系サービスの利用者数が増加傾向で推移する場合、これに対応した就労選択支援の提供体制の整備も必要となることが想定されます。
- 療養介護は横ばいで推移しています。県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの利用者数は高い傾向にあり、市内に事業所があることが要因のひとつと考えられます。また、利用者1人あたりの費用額も高い傾向にあることから、人員配置などの支援体制が相対的に手厚い可能性が考えられます。
- 短期入所の利用者数は横ばいで推移しています。県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの利用者数は高い傾向にあります。
- 一方、利用者1人あたりの費用額は低い傾向にあります。利用者の障害支援区分の構成に大きな差異は見られないことから、特に報酬単価が高い障害支援区分5および6の人の利用頻度や各種加算の算定状況が、その要因のひとつと考えられます。
- 緊急時に短期入所を利用するケースが年に数件発生していますが、緊急時の調整および平時からの備えについては、地域生活支援拠点等の整備の中で、さらに強化・充実を図る必要があります。
- 特に強度行動障害の状態にある人や、医療的ケアの必要な人の緊急時の受け入れ体制については、短期入所事業所に加え、日中活動系サービス事業所も含め、地域生活支援拠点等の面的整備の中で強化していく必要があります。そのため、本人主体の視点に立ち、目の前の支援にとどまらず、障害のある人の1日を通した生活をアセスメントできるよう、関係機関がチームとして支援することが重要です。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護	実人数	1,075	1,094	-			
	日数	19,306	20,251	-			
	1 うち障害支援 区分5または6 の人	実人数	665	672	-		
		日数	12,594	13,230	-		
	2 うち強度行 動障害の状態に ある人※1	実人数	217	211			
		日数	4,205	4,204			
3 うち医療的 ケアの必要な人 ※2	実人数	57	58	-			
	日数	939	945	-			
自立訓練	実人数	4	3	-	3	3	3
(機能訓練)	日数	80	59	-	60	60	60
自立訓練	実人数	46	45	-	46	46	46
(生活訓練)	日数	666	640	-	666	666	666
宿泊型自立訓練	実人数	3	3	-	3	3	3
就労選択支援	実人数	-	9	-	36	38	39
就労移行支援	実人数	121	112	-	121	121	121
	日数	2,211	2,089	-	2,211	2,211	2,211
就労継続支援 (A型)	実人数	103	112	-	120	128	137
	日数	1,996	2,097	-	2,277	2,436	2,607
就労継続支援 (B型)	実人数	635	707	-	735	765	795
	日数	9,610	10,771	-	11,029	11,470	11,929
就労定着支援	実人数	74	91	-	97	103	109
療養介護	実人数	58	60	-	60	60	60
短期入所	実人数	269	264	-			
	日数	1,354	1,264	-			
1 うち障害支援 区分5または6 の人	実人数	146	147	-			
	日数	846	704	-			
2 うち強度行 動障害の状態に ある人※1	実人数	54	58	-			
	日数	293	269	-			
3 うち医療的 ケアのある人 ※2	実人数	11	9	-			
	日数	42	42	-			
福祉型短期入所	実人数	259	256	-			
	日数	1,310	1,229	-			
医療型短期入所	実人数	13	11	-			
	日数	44	35	-			

障害福祉サービスデータベース A1-1-4 (各年3月実績、就労選択支援のみ年度実績)

※1 障害支援区分認定調査項目のうち、「行動関連項目」が10点以上の人をいう。

※2 障害支援区分認定調査項目のうち、「特別な医療に関連する項目」のいずれかに該当している人をいう。

■参考指標

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護における実績						
「横須賀市障害者地域サポート事業」の 交付を受けている 事業所数	重度重複障害者 個別支援事業					
	医療的ケア支援事業					
	行動障害者支援事業					
重度障害者支援加算Ⅰ (重症心身障害者)	支給決定者数					
	算定事業所数					
重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ (強度行動障害の 状態にある人)	支給決定者数					
	算定事業所数					
「送迎加算」が算定可能な送迎を 利用者の7割以上に提供する事業 所数※1		-	-			
(*)「送迎車両購入補助金」の 実績		-	-			
(*)通所の自 立に向けた支 援※2	実施事業所数	-	-			
	利用者数	-	-			
	延べ件数	-	-			
入浴支援を行う 市内事業所数	医療的ケアの必要な人 および重症心身障害者※3					
	その他※4					
(*)短期入所における実績			-			
緊急短期入所受入加算			-			
「横須賀市緊急短期 入所等受け入れ処 遇費扶助」						

(各年度3月実績、*印のみ年度実績)

※1 国の障害福祉サービス報酬における「送迎加算Ⅰ」または「送迎加算Ⅱ」の対象となる送迎を実施し、「指定障害福祉サービス処遇費扶助要綱」第4条第2号イの扶助を申請している場合。

※2 居宅等と事業所間の移動について、利用者が自立して通所できるよう、職員が付き添い、計画的な支援を実施し、「指定障害福祉サービス処遇費扶助要綱」第4条第3号の扶助を申請している場合。

※3 国の障害福祉サービス報酬における「入浴支援加算」の対象者へ支援を実施している場合。

※4 国の障害福祉サービス報酬における「入浴支援加算」の対象者以外へ支援を実施し、「指定障害福祉サービス処遇費扶助要綱」第4条第1号の扶助を申請している場合。

見込量・参考指標の設定の考え方

- 生活介護については、令和5年度以降の平均増減率をもとに利用者数を算出し、当該利用者数に令和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である19日 を乗じて、延べ利用日数を算出しました。
- 今後も利用者数は各年度2%程度の増加率で伸びていくことが想定される が、他市と比較して相対的に区分3・4の利用が多い傾向にあることや、定員 割れの事業所があることを踏まえ、重度の障害のある人を受け入れることの できる事業所を増やすことが求められているため、全体としての伸び率は1パ ーセントに調整し、区分5・6の人は伸び率2%を維持して設定する。
- 機能訓練および生活訓練の利用者数については、令和6年度実績を維持する ことを見込みました。また、当該利用者数に令和6年度の平均利用日数である 20 日 を乗じて、延べ利用日数を算出しました。
- 生活訓練および宿泊型自立訓練については、令和6年度実績を維持すること を見込みました。
- 就労選択支援の利用者数については、各年度における就労継続支援 A 型およ び B 型の利用者数の増加分を見込みました。
- 就労移行支援については、令和6年度実績を維持することを見込みました。
- 就労継続支援 A 型の利用者数は、各年度 10%程度の増加率で推移していま す。今後は、就労アセスメントに基づく適切なサービス利用の促進により、増加 率が鈍化すると見込み、利用者数を算出しました。また、当該利用者数に、令 和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である 19 日 を乗じて、延べ利用日 数を算出しました。
- 就労継続支援 B 型の利用者数は増加傾向にあり、近年は増加率も上昇してい ますが、就労継続支援 A 型と同様に、今後は就労アセスメントに基づく適切な サービス利用の促進により、増加率は鈍化すると見込みました。このため、令 和5年度の増加率である4%を用いて、利用者数を算出しました。また、当該 利用者数に、令和5年度の利用者1人あたり平均利用日数である 15 日 を乗じ て、延べ利用日数を算出しました。
- 就労定着支援については、国の基本指針において、令和 11 年度末の利用者 数を令和6年度末実績の1.47倍以上(109人)とすることが成果目標として 定められています。令和11年度の利用者数を109人とし、当該利用者数に向 けて段階的に増加するよう見込みました。
- 療養介護については、令和7年度実績を維持することを見込みました。
- 福祉型短期入所については、令和5年度以降の平均増減率をもとに利用者数 を算出しました。当該利用者数に令和6年度の1人あたりの平均利用日数であ

る5日に乗じて、延べ利用日数を算出しました。

●

見込量達成に向けた取り組み

- 生活介護および就労継続支援については、障害者総合支援法第36条第5項に基づき、サービスの見込量に対して供給量が上回る場合、事業所指定にあたり総量規制を行うことができます。今回設定した見込量に対して供給量が上回る場合には、サービスの利用状況および供給体制を踏まえ、総量規制の実施について検討します。
- 総量規制を実施する場合には、重度の障害のある人や高齢の障害のある人の受け入れを促進する観点から、共生型サービスを提供する事業所および重度障害者の受け入れが可能な事業所については、総量規制の対象外とすることを検討します。
- 就労定着支援の見込量は、現在の市内事業所数ではサービス提供が不足することが想定されます。

●

(3)居住系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護・生活等に関する相談、助言・その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から出て一人暮らしをする方や、一人暮らしや同居家族の支援が見込めない方等に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

現状・課題

- 共同生活援助の事業所数および利用者数は、ともに増加傾向にあります。**県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、介護包括型は人口あたりの利用者数が多い傾向にある一方、日中支援型は利用者数がやや少ない傾向にあります。**
- 共同生活援助利用者の約6割は障害支援区分2および3の人であり、重度の障害のある人の受入れが十分に進んでいません。**介護包括型は利用者1人あたりの費用額が県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較して低い傾向にあり、障害支援区分2および3の利用者の割合が相対的に高いことが要因の一つと考えられます。一方、日中支援型は利用者1人あたりの費用額が高い傾向にあり、障害支援区分の高い重度の障害のある人が入居していることがうかがえます。**
- バリアフリーやスプリンクラー等の設備面も含め、身体障害のある人や重度の障害のある人に対応したグループホームの整備が必要です。また、共同生活援助の支給決定者数に対して、「重度障害者支援加算」の請求実績は少なく、重度の障害のある人を受け入れるための専門的な支援を担う人材の確保および育成が課題となっています。
- 本市では、療養介護の対象者を重症心身障害者の認定を受けている人に限定しています。このため、18歳以降に同様の障害状態となった人など重症心身障害者の認定のない人や、認定はないものの医療的ケアの必要な人については、くらしの場の選択肢が限られています。
- 地域で重度の障害のある人を受け入れ、必要な支援を提供できる体制が十分に整っていないことから、入所施設が相対的に必要な社会的支援を受けることのできる場となっています。このため、入所を希望する人が多く、長期間に

わたり入所を待機する状況が発生しています。また、市内で希望するくらしの場を確保できず、市外のグループホーム等へ入居をする人もいます。

- 日中支援型グループホームは、障害のある人の高齢化・重度化に伴い常時介護を必要とする障害のある人のくらしの場を確保するために創設された類型です。日中支援型グループホームの事業所数は、令和8年4月時点で市内には2カ所あり、県内他市と比較して少ない傾向にあります。要因の一つとして、共同生活援助に係る共同生活住居の設備に関する基準を定める条例の影響(市の独自基準で定員を少人数にしていること)が考えられます。
- 日中支援型は、他の類型と比較して手厚い人員配置が求められることから、地域資源としての必要性も踏まえ、整備の方向性を検討する必要があります。整備を進める場合は、障害とくらしの支援協議会等による評価により質の担保を図るとともに、障害者支援施設と同様に「多様な体験の機会」を提供できるよう、日中活動を含めた支援体制の調整等が必要です。
- 入所施設については、地域生活支援拠点等や障害とくらしの支援協議会等の仕組みを活用し、①利用者の意思・希望の尊重、②地域移行を支援する機能、③地域生活を支えるセーフティネット機能、④専門的支援や生活環境を支える取り組みを、強化・充実させていく必要があります。
- 県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの利用者数は多い傾向にある一方、利用者1人あたりの費用額は低い傾向にあります。障害支援区分6の利用者の割合が相対的に少ないことが要因の一つと考えられます。
- 共同生活援助の利用者は障害支援区分2および3の人が多く、共同生活援助での生活を経て、将来的にひとり暮らしを希望する人がいることも想定されます。また、家族と暮らす人を含め、ひとり暮らしを希望する人もいると考えられます。
- グループホームで暮らす障害のある人が、ひとり暮らし等を希望する場合に、共同生活援助事業所による自立生活に向けた支援が十分に提供されていない場合があります。共同生活援助は住まいを提供するだけでなく、本人の意向に基づき、生活の組み立てや自立生活に向けた支援を行うことが求められています。
- ひとり暮らしへの段階的な移行を支援するため、サテライト型住居の活用や自立生活援助の拡充が必要です。ひとり暮らしを希望する人を後押しすることにより、共同生活援助を必要とする他の障害のある人に住まいの機会が循環する体制を整えていく必要があります。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数	607	666	-			
1 うち障害支援区分 5または6の人	実人数	122	135	-			
2 うち「指定グルー プホーム入居生活費 扶助」行動障害者支 援加算対象の人※1	実人数	72	76				
3 うち強度行動障 害の状態にある人 ※2	実人数	37	39				
4 うち医療的ケアの 必要な人※3	実人数	0	10	-			
5 うち市外グルー プホーム入居者	実人数	87	90				
施設入所支援	実人数	308	300				
1 うち障害支援区分 5または6の人	実人数	254	245				
2 うち強度行動障 害の状態にある人 ※2	実人数	81	75				
3 うち医療的ケアの 必要な人※3	実人数	18	19				
4 うち市外施設入 所者	実人数	51	49				
自立生活援助	実人数	1	2	-			

障害福祉サービスデータベース A1-1-4 (各年3月実績)

※1 障害支援区分認定調査項目のうち、「行動関連項目」が6点以上 10 点未満の人をいう。

※2 障害支援区分認定調査項目のうち、「行動関連項目」が 10 点以上の人をいう。

※3 障害支援区分認定調査項目のうち、「特別な医療に関連する項目」のいずれかに該当している人をいう。

■参考指標

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市内共同生活援助における実績						
「指定グループホー ム入居生活費扶助」 の交付を受けてい る事業所数	医療的ケア対応支援加算	-	-			
	行動障害者支援加算	-	-			
重度障害者支援加算Ⅰ (重症心身障害者)	支給決定者数					
	算定事業所数					
重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ (強度行動障害の 状態にある人)	支給決定者数					
	算定事業所数					
自立生活支援加算						

(各年3月実績)

見込量の設定の考え方

- 「指定グループホーム入居生活費扶助要綱」第3条において、行動障害者支援加算の対象を区分3以上かつ行動関連項目6点以上10点未満としていることを踏まえ、設定。

-

見込量達成に向けた取り組み

- 共同生活援助については、障害者総合支援法第36条第5項に基づき、サービスの見込量に対して供給量が上回る場合、事業所指定にあたり総量規制を行うことが出来ます。今回設定した見込量に対して供給量が上回る場合には、サービスの利用状況および供給体制を踏まえ、総量規制の実施について検討します。
- 総量規制を実施する場合には、重度の障害のある人等の受入れが可能な事業所については、総量規制の対象外とすることを検討します。

-

(4)相談支援の見込量

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保、地域生活に移行するための相談、その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の支援を提供するサービス
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

現状・課題(一部、5章の再掲)

- 計画相談支援および障害児相談支援は、いずれもセルフプランの割合が高い傾向にあります。この傾向は、首都圏域の同程度の人口規模の市町村においても見られていることから、セルフプランの割合が高い要因や有効な対応について、同程度の人口規模の市町村との比較・研究を進める必要があります。
- 本市では、計画相談支援の約3割を障害者相談サポートセンター(委託相談支援事業所)が、障害児相談支援の約9割を横須賀市療育相談センター(指定管理者制度による運営)が作成しています。
- 重度の障害のある人については、相対的に計画相談支援が提供されている傾向にありますが、一定数はセルフプランとなっています。また、精神障害のある人は、セルフプランの割合が高い状況にあります。
- 支給決定者数の増加に対し計画相談支援の提供が追いついていないことから、計画相談支援の提供量を確保する取り組みを進める必要があります。相談支援専門員は実務要件を要するため、計画的な確保・養成が必要です。
- 計画相談支援は支援のコーディネートを担い、チームアプローチの要となることから、提供量の確保に加え、質の確保・向上を図る必要があります。
- 相談支援事業所が安定的に運営できるよう、事業運営上の課題を踏まえた支援を行うとともに、運営ノウハウの共有や伴走支援体制の整備により、相談支援専門員へのOJTを強化する必要があります。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画相談支援	実人数	372	331	-			
障害児相談支援	実人数	53	19				
地域移行支援	実人数	2	1	-			
地域定着支援	実人数	0	0	-			

障害福祉サービスデータベース A1-1-4

(計画相談支援および障害児相談支援は各年3月実績、その他は各年度実績)

■参考指標

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画相談支援					
集中支援加算(会議開催)					
集中支援加算(会議参加)					
サービス担当国会議実施加算					
サービス提供時モニタリング加算					
障害児相談支援					
集中支援加算(会議開催)					
集中支援加算(会議参加)					
サービス担当国会議実施加算					
サービス提供時モニタリング加算					

(各年度実績)

見込量の設定の考え方

●

見込量達成に向けた取り組み

● 5章再掲

(5)障害児通所支援等の見込量

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型 障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型 障害児入所支援	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行うサービス

現状・課題(一部、5章再掲)

- 児童発達支援および放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向にあります
が、県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの
利用者数は少ない傾向にあります。一方、利用者1人あたりの費用額は高い傾
向にあり、1人あたりの利用頻度が相対的に高いことが、要因の一つと考えら
れます。
- ケアニーズの高い障害児等への支援を安定的に提供するため、児童発達支援
センターの中核的機能の維持・充実、専門人材の養成・確保および地域の支援
体制の整備が必要です。
- インクルージョンを推進するため、保育所等訪問支援による個別支援を充実さ
せるとともに、保育・教育等の関係機関との連携を一層促進する必要があります。
- 支援者による相談・助言、保護者同士のピアサポート、レスパイト等の多様な手
法により、こどもの成長段階に応じた継続的な保護者支援を拡充する必要が
あります。
- 発達段階に応じた支援や、成人期への移行を見据えた支援(SST など)の充実
に加え、当該支援を提供できる人材の育成が必要です。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援	実人数			-			
	日数			-			
医療型 児童発達支援	実人数			-			
	日数			-			
放課後等デイサービス	実人数			-			
	日数			-			
うち医療的ケアの 必要な児童※1	実人数			-			
	日数			-			
うち個別サポート 加算対象児童	実人数						
	日数						
保育所等訪問支援	実人数			-			
	日数			-			
居宅訪問型 児童発達支援	実人数			-			
	日数			-			
福祉型 障害児入所支援	実人数			-			
医療型 障害児入所支援	実人数			-			

(居宅訪問型児童発達支援は年間、その他サービスは各年3月実績)

※1「重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童」とは、

■参考指標		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援における実績						
	家族支援加算Ⅰ					
	保育・教育等移行支援加算					
	事業所間連携加算Ⅰ					
放課後等デイサービスにおける実績						
	家族支援加算Ⅰ					
	保育・教育等移行支援加算					
	事業所間連携加算Ⅰ					
通所自立支援加算	算定事業所数					
	利用実人数					
「指定放課後等デイサービス処遇費扶助」における自立通所支援の交付実績	算定事業所数					
	利用実人数					

(各年度実績)

見込量の設定の考え方

●

見込量達成に向けた取り組み

- 放課後等デイサービスについては、障害者総合支援法第36条第5項に基づき、サービスの見込量に対して供給量が上回る場合、事業所指定にあたり総量規制を行うことが出来ます。今回設定した見込量に対して供給量が上回る場合には、サービスの利用状況および供給体制を踏まえ、総量規制の実施について検討します。
- 総量規制を実施する場合には、ケアニーズの高い重度の障害児等の受入れが可能な事業所については、総量規制の対象外とすることを検討します。